

付 議 第 5 号

高知県立弓道場の指定管理者の指定期間の変更に関する議案に係る意見聴取に関する議案

平成 25 年 3 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立弓道場の指定管理者の指定期間の変更に関する議案

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（平成24年高知県条例第55号）第19条第2項の規定により指定した指定管理者について、その指定期間を次のとおり変更する。

平成25年3月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

1 施設の名称

高知県立弓道場

2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称

高知市春野町芳原2485番地

財団法人高知県スポーツ振興財団

3 指定期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日までを平成25年7月1日から平成27年3月31日までに変更する。

高知県立弓道場の指定管理者の指定期間の変更に関する議案説明

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により県議会の議決を経て指定管理者の指定をした高知県立弓道場の使用開始が、建築工事の工期延長により遅れることに伴い、当該施設の指定管理者の指定期間を変更することについて、県議会の議決を求めるものである。